

(別表1)

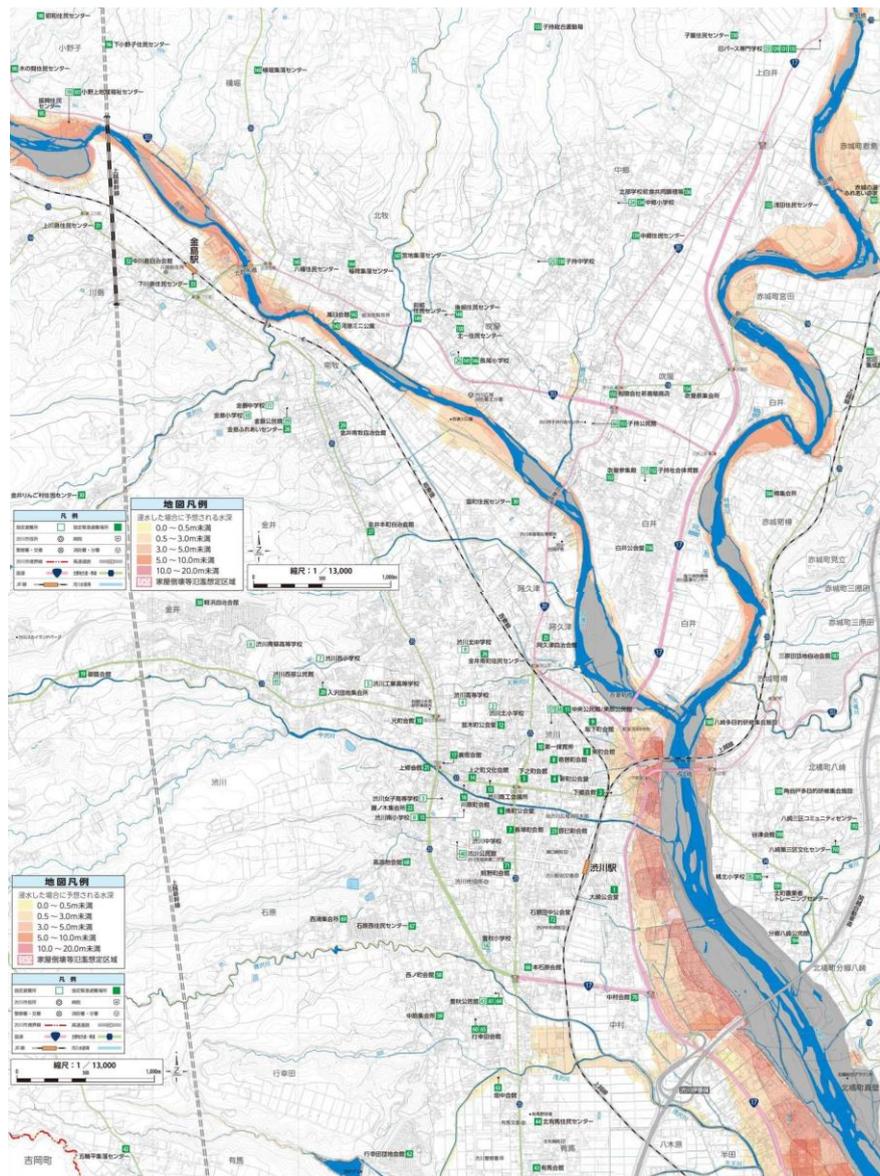
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：洪水ハザードマップ、渋川市地域防災計画)



渋川市の洪水ハザードマップによれば、想定最大規模の降雨を491mm/72時間と設定した場合、利根川（渋川商工会議所管内：旧渋川地区、しぶかわ商工会管内：赤城地区・子持地区・北橘地区）及び吾妻川（渋川商工会議所管内：旧渋川地区、しぶかわ商工会管内：小野上地区・子持地区）周辺に10メートルを超える浸水が、各地区の中小河川周辺におよそ5メートル未満の浸水が想定される区域が多数存在している。

また、利根川周辺では、浸水継続時間が72時間を超える区域や家屋倒壊等氾濫想定区域も多数存在している。特に、渋川商工会議所管内の旧渋川地区（主に東町、下郷、大崎、中村、半田地内）は、利根川の流れによって形成されたため谷地となっており、線状降水帯等が発生して一定期間雨が降り続いた場合、川の水が増水して大きな浸水被害が想定される。

【利根川及び吾妻川を中心とした洪水浸水想定区域図】  
(渋川市 洪水ハザードマップより抜粋)

(土砂災害：ハザードマップ、渋川市地域防災計画)

渋川市は、赤城山、榛名山、子持山、小野子山に囲まれ、利根川と吾妻川の流れてによって形成された谷地とともに、標高差が概ね1400m以上となる起伏に富んだ地形を有している。赤城山・榛名山麓付近は、火山噴出物による火山岩層（いわゆる軽石の層）で覆われていることから、土砂の流出の危険性が高い地域が多い。

なお、渋川市には、33か所の急傾斜地崩壊危険区域、160か所の急傾斜地崩壊危険箇所、154か所の土石流危険溪流、6か所の地すべり危険区域がある。

【地区別の急傾斜面崩壊危険地域及び土砂災害危険個所の数】(渋川市地域防災計画より抜粋)

地区名	急傾斜面崩壊危険地域	土砂災害危険箇所			合計
		急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険溪流	地すべり危険区域	
渋川商工会議所地区 (旧渋川地区)	2	27	37	0	66
しぶかわ商工会地区 (伊香保、小野上、子持、赤城、北橋地区)	31	133	117	6	287
合計	33	160	154	6	353

※ 急傾斜地崩壊危険区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」を根拠とし、ハード対策及び区域内の一定の行為制限を目的とし、土地の掘削、立木の伐採等、土砂災害を誘発する行為の制限がある。

土砂災害危険箇所とは、「建設省砂防課長通達」(昭和41年10月14日)を根拠に土地利用等の社会的変化や土砂災害の実態把握、危険箇所の周知を目的とし、義務及び制限はない。

また、以下のとおり、渋川市内には351か所の土砂災害警戒区域、313か所の土砂災害特別警戒区域がある。

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の数】(渋川市地域防災計画より抜粋)

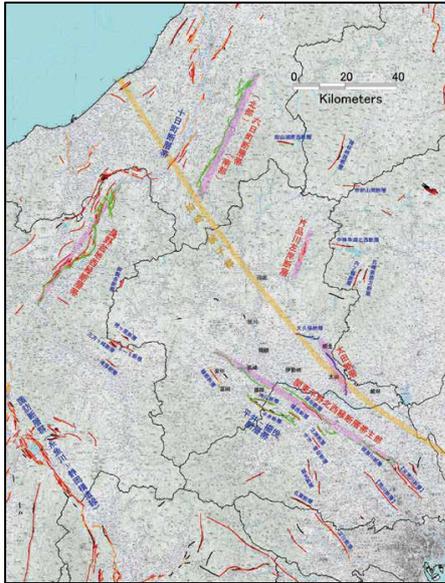
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	合計
急傾斜地の崩壊	240	239	479
土石流	106	74	180
地すべり	5	0	5
合計	351	313	664

(地震：J・SHIS、渋川市地域防災計画)

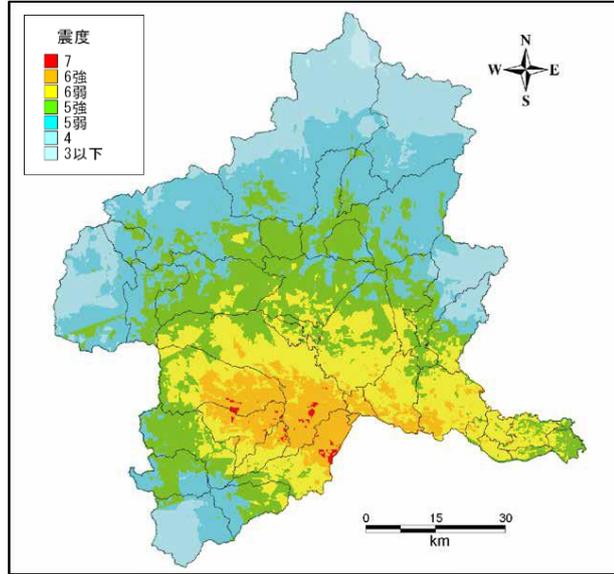
群馬県地震被害想定調査によれば、群馬県が予測する県内の活断層は、①関東平野北西縁断層帯主部、②太田断層、③片品川左岸断層の3つであり、渋川市において大きな被害を及ぼす

ことが想定されるものは、①の関東平野北西縁断層帯主部による地震である。当該断層帯主部の今後30年以内の地震発生確率は0%～0.008%（平成24年1月1日時点）となっており、発生確率は低いものの、M8.1規模の地震が発生した場合、震度6弱の揺れが想定される地域が広く分布しており、被害は市内全域で発生する可能性がある。

【群馬県及びその周辺の活断層の分布図】



【関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）の場合の地表震度分布図】



（群馬県地震被害想定調査報告書より抜粋）

また、渋川市地域防災計画においては、フォッサマグナの東縁とされる「柏崎－銚子構造線」の存在を指摘しており、マグニチュード7.0程度の地震が発生する可能性がある。この構造線上の地域は、揺れやすい地形構造になっているため、家屋に与える影響も懸念される地域である。

過去における市内の地震災害履歴としては、平成16年の新潟県中越地震で震度5弱、平成23年の東北地方太平洋沖地震で震度5弱、平成30年の群馬県南部地震で震度5弱を記録している。

（豪雨・突風：渋川市地域防災計画）

気象災害では、台風並びに梅雨前線及び秋雨前線による風水害等があり、夏季の短時間による大雨による局地的な災害が発生している。平成25年以降は、毎年1時間に40mmを超える局地的短時間大雨により、渋川商工会議所管内の旧渋川地区、しづかわ商工会管内の小野上地区・子持地区・赤城地区で、家屋の浸水被害が発生している。

また、ダウンバースト等の突風による被害も発生しており、平成29年9月には、しづかわ商工会管内の伊香保地区で建物に大きな被害が発生している。

（その他の災害：渋川市地域防災計画、火山ハザードマップ）

その他の災害リスクとして、雪害や火山等が想定される。

雪害については、平成26年2月に低気圧の接近・通過により、群馬県では最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪があった。市内においても、交通に大きな影響を与える積雪となった。今後も地球温暖化に伴い、大雨だけでなく大雪についての対応も検討しておく必要がある。

渋川市に大きな被害を与えた活火山は、榛名山、赤城山及び浅間山である。中でも浅間山は、有史以降も活発な火山活動をしている活火山であり、1108年（天仁）や1783年

(天明)に大規模な噴火が発生して、大きな被害が生じた記録がある。明治時代末期から昭和30年代にかけても、継続的に噴火が発生している。大規模噴火を想定した火山ハザードマップでは、偏西風の影響を受けた場合1cm以上の火山灰が積もりやすい範囲に渋川市が入っている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、市内の人的影響はもとより経済活動への影響も大きなものになることが想定される。

日本では、新型コロナウイルス感染症が令和2年2月1日に指定感染症及び検疫感染症に指定されてから既に3年目に入り、経済は滞り市内の事業所に大きな影を落としている。また、事業所内で陽性者が出た場合、事業の一時停止など、影響はさらに広がることが想定される。

(2) 商工業者数の状況

○渋川商工会議所管内商工業者数

(H28年経済センサスー活動状況調査の調査票情報を独自集計したもの)

- ・商工業者等数 2,065者
- ・小規模事業者数 1,649者

○しぶかわ商工会管内商工業者数

(H28年経済センサスー活動状況調査の調査票情報を独自集計したもの)

- ・商工業者等数 1,408者
- ・小規模事業者数 1,161者

○市内の業種別事業所数

【市内の業種別事業所数の推移】(経済センサスー活動調査より抜粋)

業種	平成26年		平成28年	
	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)
建設業	626	15.1	603	15.8
製造業	317	7.7	291	7.6
卸売業・小売業	936	22.6	875	22.9
不動産業・物品賃貸業	343	8.3	336	8.8
宿泊業・飲食サービス業	453	11.0	425	11.1
生活関連サービス業・ 娯楽業	382	9.2	362	9.5
医療・福祉	303	7.3	294	7.7
その他	777	18.8	633	16.6
総数	4,137		3,819	

### (3) これまでの取組

#### 1) 渋川市の取組

- ・「渋川市地域防災計画」の策定
- ・渋川市からの防災情報の発信（「渋川市ほっとマップメール」の配信）
- ・ハザードマップの作成並びに音声版ハザードマップの作成及び運用
- ・防災備品の備蓄
- ・市広報紙等により、市内事業者に事業継続力強化計画の策定の必要性を周知
- ・官公庁、一般事業者等と災害応援協定等を締結
- ・「渋川市業務継続計画（地震編）」の策定（平成24年3月）、見直し（令和元年12月）
- ・「渋川市業務継続計画（新型コロナウイルス感染症対応編）」の策定（令和2年8月）
- ・事業継続力強化計画を策定し、経済産業局長の認定を得た市内小規模事業者に対して助成金を交付（令和2年10月～令和3年12月）
- ・渋川市危機管理室に気象防災アドバイザーを配置（令和3年4月）
- ・自治会単位での「避難タイムライン」を作成（令和4年度～令和7年度の4か年計画で作成）
- ・「災害対策本部設置運営訓練（実働訓練）」の実施（令和4年9月）

#### 2) 渋川商工会議所の取組

- ・「事業継続計画」の策定（平成28年11月）
- ・災害時における管内事業者の被災状況の把握
- ・職員等安否確認
- ・会員データの確保
- ・事務所機能の回復
- ・事業者への事業継続計画の策定啓発及び指導
- ・事業継続力強化計画策定セミナー及び個別相談会の開催
- ・共済団体と連携し会員事業所への損害保険の周知及び加入促進
- ・防災備品の備蓄（スコープ、懐中電灯、カセットボンベ発電機等）
- ・輸送手段の平常時における対応（車両の燃料を半分にしないように徹底する）
- ・渋川市が実施する防災訓練への協力

#### 3) しぶかわ商工会の取組

- ・「事業継続計画」の策定（平成30年4月）
- ・災害時における管内事業者の被災状況の把握
- ・事業継続力強化計画策定セミナー及び個別指導会の開催
- ・共済団体と連携し会員事業所への損害保険の周知及び加入促進
- ・吉岡町商工会及び榛東村商工会と「災害時等における商工会相互支援に関する協定」の締結
- ・データのバックアップと災害における本所機能喪失時の事務所対策（本所及び北橋支所にHDDを設置してデータのバックアップを行い、災害における本所機能喪失時の事務所機能の移転対応に備えている。）

## II 課題

現状では、渋川商工会議所及びしぶかわ商工会において事業継続計画の策定はしているものの、特別な取組はしていない。災害時において、渋川市地域防災計画では、渋川商工会議所及びしぶかわ商工会は被災事業者への支援や商工業関係の被害調査に協力することと示されているが、具体的な支援方法や連絡体制が整備されていない状況にある。加えて、平時及び緊急時の災害対応を推進するノウハウを持った人材が不足しており、しぶかわ商工会においては人事異動等

により、地域を熟知している者が少ない。災害時に効果的な支援及び業務ができない懸念がある。

また、感染症対策について、小規模事業者に対し感染予防における情報の提供をするとともに、体調不良者を出社させない等のルールづくり、マスク及び消毒液の備蓄、リスクファイナンスとしての各種保険制度等の重要性を周知することが必要である。

### III 目標

上記の課題解決に向けて、以下のとおり目標を設置する。

- ・管内小規模事業者に対し、災害、感染症等のリスクを認識させ、事業継続力強化計画等の策定支援を実施するとともに、事前対策の必要性を周知する。
- ・管内小規模事業者に対して災害時の対応方法等の周知を図るとともに、渋川商工会議所及びしづかわ商工会の職員においては災害時における効果的な支援等の習得を図り、人材育成に努める。
- ・平時から、管内小規模事業者に対して災害、感染症等のリスクに対応した共済及び保険制度の情報提供を行い、必要に応じて、関係機関と連携して共済及び保険制度の相談会等を実施する。
- ・災害発生時において迅速な情報収集及び対応をするため、平時から渋川市（産業観光部商工振興課）との間で情報交換ルートの構築及び応急対策時の支援の確認をする。
- ・災害発生後速やかに復興支援策を実行できるよう、また、区域内において感染症発生時に速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関（ぐんま共済協同組合）との連携体制を平時から構築する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更を生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

### II 事業継続力強化支援事業の内容

渋川商工会議所及びしぶかわ商工会と渋川市は、下記のとおり役割分担及び連携を図り、平時から小規模事業者の防災及び減災に向けた取組を支援し、災害が発生した場合は円滑に支援できるように以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 1) 巡回及び窓口における経営指導時に、渋川市が作成した「洪水ハザードマップ」、「土砂災害・地震等に関するハザードマップ」の活用を促し、地域の被害想定箇所の事前把握を推進するとともに、想定される被害を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険又は共済の加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 2) 渋川市が実施する「渋川ほっとマップメール」（災害や緊急情報等をメールで配信するサービス）等の周知を行い、活用促進を図る。
- 3) 渋川商工会議所及びしぶかわ商工会の会報、渋川市の広報紙、ホームページ等に、災害におけるリスクやリスク回避の情報等を掲載する。
- 4) 小規模事業者に対し、事業継続に向けたセミナーや個別指導会を実施して、事業継続力強化計画又は事業継続計画の策定に向けた普及啓発を実施する。
- 5) 管内小規模事業者に対して、平時からの災害等の準備の必要性や災害時の対応方法を周知するセミナーを開催する。
- 6) 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインを活用し、管内事業者に対し感染拡大防止策等を周知する。
- 7) 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、根拠のない情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 8) 事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### (2) 渋川商工会議所及びしぶかわ商工会の事業継続計画の作成

- 1) 渋川商工会議所は平成28年に、しぶかわ商工会は平成30年に「事業継続計画」を策定した（別添）。

##### (3) 職員の人材育成

- 1) 渋川商工会議所及びしぶかわ商工会が策定した「事業継続計画」について、各職員がそれぞれの計画の内容を把握し、災害時の対応を確認させる。
- 2) 渋川商工会議所及びしぶかわ商工会の職員においては、災害時における効果的な支援等の習得を図るため、勉強会等を実施する。

##### (4) 関係団体等の連携

- 1) リスクファイナンスの一環として、ぐんま共済協同組合と連携をし、各種共済（生命共済、損害共済等）の紹介及び加入促進を行う。
- 2) 専門家に派遣を依頼して、会員事業者以外も対象とする災害対策を啓発するセミナーを開催する。

3) 関係機関に対し、災害対策を啓発するポスター等の掲示を依頼する。

(5) フォローアップ

- 1) 巡回時において、管内小規模事業者への経営継続への取組状況を聞き取りで確認し、適宜改善指導を行う。
- 2) 渋川商工会議所、しづかわ商工会、渋川市等において協議を行い、状況確認や改善点の精査を行う。

(6) 当該計画に係る訓練の実施

- 1) 自然災害（東日本大震災等と同規模の地震）が発生したと仮定し、渋川市と渋川商工会議所及びしづかわ商工会の連絡ルートの確認等を行う。（訓練は、必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

洪水、土砂災害、地震、突風、感染症その他の自然災害等が発災した際には、人名救助が最優先される事項であることは言うまでもない。その上で、下記の手順により管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- 1) 災害発生後、各事業継続計画に基づき、速やか職員等の安否確認を行う。
- 2) 業務従事が可能な場合は、各事業継続計画に基づく役割を遂行するとともに、速やかに管内事業所の被害状況の把握に努めるほか、各施設や道路等の被害状況の把握を行う。
- 3) 職員等の安否や管内事業所、各施設、道路等の被害状況について、渋川商工会議所及びしづかわ商工会と渋川市で情報の共有化を図る。（SNSやメール、電話等を活用）
- 4) 渋川市内において感染症が拡大した場合は、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員及び来訪者のマスク着用、手洗い又は手指のアルコール消毒、うがい等の徹底を行う。
- 5) 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、渋川市における感染症対策本部設置に基づき渋川商工会議所及びしづかわ商工会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- 1) 渋川商工会議所及びしづかわ商工会と渋川市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- 2) 洪水、土砂災害、地震等の災害が発生した場合、警報状況又は職員各自の目視による判断において命の危険を感じる時は、出勤せず職員自身の安全確保を行い、安全が確保できる状態になった際に出勤する。
- 3) 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の連絡体制や役割分担を決める。
- 4) 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>管内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>管内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「土砂流入」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>被害が見込まれる地域において連絡がとれない、又は、交通網が遮断されており、確認がとれない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>管内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>管内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「土砂流入」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>目立った被害の情報がない。</li></ul>

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 5) 本計画により、渋川商工会議所及びしづかわ商工会と渋川市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回程度共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1か月以降	適時、共有する

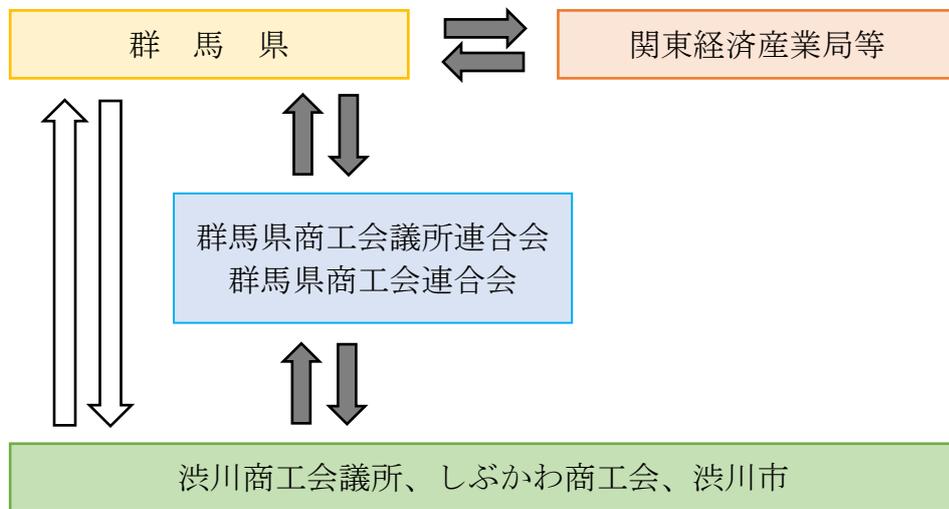
- 6) 渋川市の対策本部での決定事項や「渋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。なお、しづかわ商工会においては、本所・子持支所、北橋支所、赤城支所、伊香保支所において職員の分散化を図り、体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示系統・連絡体制 >

- 1) 自然災害等発生時に、管内の事業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 2) 二次被害を防止するため、渋川市と協力して被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- 3) 渋川商工会議所及びしづかわ商工会と渋川市が情報を共有した上で、当該会議所が群馬県商工会議所連合会（又は群馬県）に、当該商工会が群馬県商工会連合会に報告し、連合会に報告をした場合は各連合会が群馬県に報告する。
- 4) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、渋川商工会議所及びしづかわ商工会と渋川市が共有した情報を、当該会議所及び当該商工会（又は渋川市）が、群馬県（又は群馬県商工会議所連合会及び群馬県商工会連合会）へ報告し、各連合会が群馬県）へ報告する。

※渋川商工会議所及びしづかわ商工会が渋川市と情報共有の上で作成する報告書は、別紙（実態調査票）参照

【連絡ルート】



※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載

< 4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援 >

- 1) 渋川商工会議所及びしづかわ商工会による相談窓口の開設については、渋川市と相談する。なお、当該会議所及び当該商工会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- 2) 安全が確認された場所において、相談窓口対応を行う。
- 3) 管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。その際、ぐんま共済協同組合等と情報の共有を図る。
- 4) 応急時に有効な被災事業者施策(国や群馬県、渋川市等の施策)について、管内小規模事業者へ周知し、必要に応じて申請等の支援を行う。
- 5) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある管内小規模事業所を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

< 5. 管内小規模事業者に対する復興支援 >

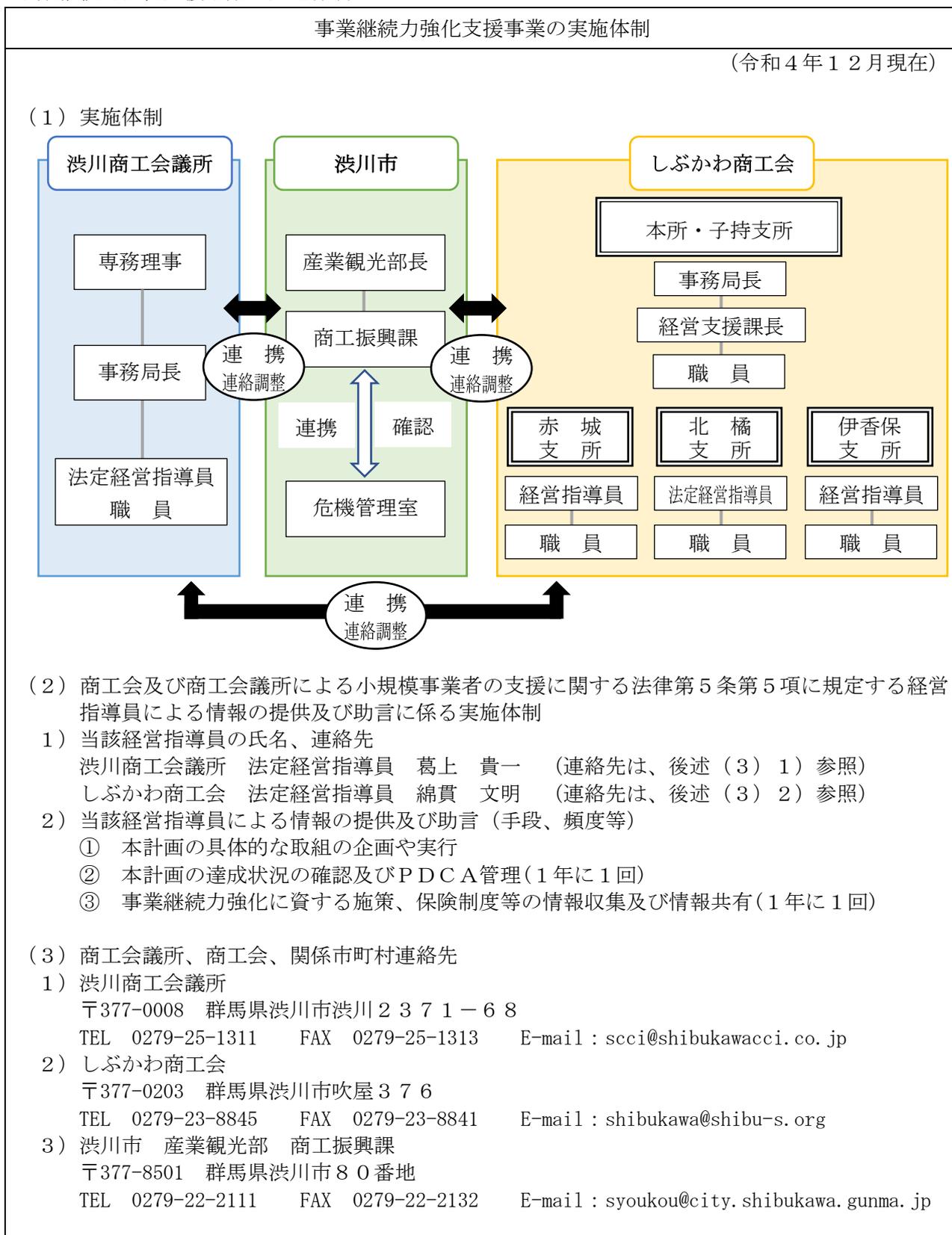
- 1) 国や群馬県、渋川市の方針に従って、復旧及び復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被災小規模事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資申込等の手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」等について周知し、取得を促す。
- 3) 被災小規模事業者に対し、復興関連の補助金や融資等の申請支援を行う。
- 4) 被災小規模事業者において、サプライチェーンの寸断により事業の継続が難しい場合は、群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会等を通じ、代替先の紹介や斡旋等の支援を行う。
- 5) 被害規模が大きく、渋川商工会議所、しづかわ商工会及び渋川市の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更を生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(4) 被害情報等報告先

1) 群馬県 産業経済部 産業政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-3320 FAX 027-223-7875 E-mail:sangyo@pref.gunma.lg.jp

2) 群馬県商工会連合会

〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目8番地の1

TEL 027-231-9779 FAX 027-234-3378 E-mail:kenren@gcis.or.jp

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更を生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	720	720	720	720	720
・セミナー開催費	120	120	120	120	120
・専門家派遣費	330	330	330	330	330
・チラシ等作成費	100	100	100	100	100
・その他経費	170	170	170	170	170

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・市補助金、エキスパートバンク制度等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所：371-0841 群馬県前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続力強化計画等の策定支援及びフォローアップ ③ 小規模事業者に対するリスクファイナンスの一環である傷害保険、損害保険等の周知及び加入推進 ④ 災害時における管内小規模事業者への保険請求支援（申請書の作成等の支援）
連携して事業を実施する者の役割
ぐんま共済協同組合 前橋支店 住 所：371-0841 群馬県前橋市石倉町4-9-10 代表者：前橋支店長 田村 考也 役 割：① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続力強化計画等の策定支援及びフォローアップ ③ 小規模事業者に対するリスクファイナンスの一環である傷害保険、損害保険等の周知及び加入推進 ④ 災害時における管内小規模事業者への保険請求支援（申請書の作成等の支援）
連携体制図等
<pre>graph TD; A[渋川商工会議所 しぶかわ商工会] &lt;--&gt;  セミナー等の 実施連携  B[ぐんま共済協同組合 前橋支店]; A --&gt;  事業継続力強化支援 情報提供 等  C[管内小規模事業者]; B --&gt;  災害リスク周知 災害保険制度周知 等  C;</pre>

